告

毎週火・金曜日発行



田県公民

一 和日男公幸
目 次 ページ
字の区域の変更 (六七、六八・市町村課) 1 告 示
生活保護法による医療機関の指定(七〇・福祉政策課)
産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(七二・環境整備課)
ペリヨンジュニーンをき加りはぎょうけむりいき、こり、最もな情報と、おり特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(七三・環境整備課)3
飼料の試験の結果の概要の公表 (七五、七六・農畜産振興課)4
水産漁港課)
可川区域の変更による発川改也等、入つ、入口・可川少方果と都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(七八、七九・都市計画課)
公 告
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
教育委員会規則
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則 (一・義務教育課) 9

条第二項の規定に基づき、告示する。 平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺

田

典

城

	東経一四〇度三四分一六秒五六七五
	道 一 北緯 四〇度〇二分一八秒〇六八〇
	東経一四〇度三四分一六秒四九〇七
	道 二 北緯 四〇度〇二分一七秒七四七一
	東経一四〇度三四分一六秒〇〇六八
	道 三 北緯 四〇度〇二分一七秒七三六〇
	東経一四〇度三四分一五秒三七五一
	道 四 北緯 四〇度〇二分一七秒八七三〇
	東経一四〇度三四分一五秒二六五一
	道 五 北緯 四〇度〇二分一八秒二八三六
	東経一四〇度三四分一五秒〇〇二九
	道 イーー六 北緯 四〇度〇二分一八秒五六四五
	東経一四〇度三四分一五秒七四〇八
	道 イーー五 北緯 四〇度〇二分一八秒一三二〇
	東経一四〇度三四分一六秒四五九五
	道(イー一四) 北緯(四〇度〇二分一八秒二九一五)
	東経一四〇度三四分一六秒五三五〇
	道(イー一三補一)北緯(四〇度〇二分一八秒二八六二)
	イー一三補一の点と道一の点とを結ぶ線で囲まれる区域
木内	次の道イーー三補一から道一までの点を順次結ぶ線及び道
北秋田市森吉字女	北秋田市森吉字桐内沢外三〇国有林一〇四二林班い小班の
変更後の字の区域	変更前の字の区域

示

秋田県告示第六十七号

秋田市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、

秋田県告示第六十八号

秋田市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、 条第二項の規定に基づき、告示する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、 同北

平成十八年一月二十四日

同北

秋田県知事 寺 田 典 城 診横

	変更	前 の 字 の	X	域	変更後の字の区域	道トー
北 秋 田	[市森吉字桐内	北秋田市森吉字桐内沢外三〇国有林一〇一二林班ち2小	林 〇 一	二林班ち2小	北秋田市森吉字平	
班 一	〇一二林班と	班、一〇一二林班と小班の次の道二三九三から道トーまで	三九三か	ら道トーまで	田	
の点を	順次結ぶ線及	の点を順次結ぶ線及び道二三九三の点と道トーの点とを結	点と道ト	-一の点とを結		秋田県告示第六十九号
ぶ線で	ぶ線で囲まれる区域					生活保護法 (昭和二十五
道	二三九三	北緯 四〇度	〇三分二	四〇度〇三分三一秒二九九二		おり指定医療機関から事業
		東経一四〇度	三六分四	四〇度三六分四三秒二九二四		規定に基づき、告示する。
道	二三九三ホー	北緯 四〇度	〇三分二	四〇度〇三分三〇秒六八二一		平成十八年一月二十四
		東経一四〇度	三六分四	四〇度三六分四三秒九九七九		
道	<u> </u>	と章 四つぎ	〇三分三	四〇度〇三分三一秒〇六二二		

北緯 四〇度〇三分三一秒五三〇三東経一四〇度三六分四四秒五一二八

東経一四〇度三六分四三秒七一六六

業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の 五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

占

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十七年十月三十一日					科 医 院 院	喬樹科 医院 一
平成十七年九月三 廃 止 年 日	— 地	字末館五十七番地一	横手市雄物川町今宿字	雄物川町長開設者氏名又は名称	おの丘診療所称	雄 物 川 町 え が

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一 秋田県告示第七十号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

> 号の規定に基づき、告示する。 平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典

城

5療所 (手市雄物川町えがおの丘	名称
ユ 横手市長職務執行者	開設者氏名又は名称
横手市雄物川町今宿字末館	所
%館五十七番地一	在 地
整形外科	診 療 科 名
平成十七年十月一日	指定年月日

	I		おが、秋				
みわ内科クリニック	₹ A		おり指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)秋田県告示第七十一号	クリス調剤薬局	たいよう薬局横手店	高橋歯科医院	高橋歯科医院
斎 藤 義 己	見言者日子乙は子禾	見な当ちる又よろか	_	取締役 フルフィル 鹿	表取締役 横孔	事長 工会 理 湯短	事長 工厂会 理 横石
荷二十三番地の九雄勝郡羽後町貝沢字稲	往	近 也	が規定に 	鹿角市花輪字八正寺九(十二)	横手市横手町字一ノ口二十三番一	湯沢市岩崎字岩崎七十一番地	横手市十文字町字曙町六十九番地
みわ内科歯科クリニック	变更前	变	平成十八年一月二十四日基づき、告示する。		番 —		番 地
みわ内科クリニック	変更後	事項	日	調剤薬局	調剤薬局	歯科	歯科
平成十七年十一月一日	豆 生	芝	秋田県知事 寺 田 典 城	平成十七年十二月十二日	平成十七年十二月一日	平成十七年十一月一日	平成十七年十一月一日

秋田県告示第七十二号

廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第九項の規定に基づき、次のとお七項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第八項の規定により産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条第

況報告書

縦覧に供する書類の名称

産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

り公表する。

秋田県知事 寺 田

典城

秋田県告示第七十三号

生活環境文化部環境整備課

平成十八年一月二十四日から平成十九年一月二十三日まで

栄養成分に関する検査

定により特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第十項の規 ||二第八項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第九項の規 定に基づき、次のとおり公表する。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条の

平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典

城

次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

物処理計画実施状況報告書 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄

Ξ 縦覧期間 平成十八年一月二十四日から平成十九年一月二十三日まで

縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第七十四号

律第六十五号)第八条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法

> 況に関し届出があったので、同法第九条の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 書の副本及び添付書類 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出
- 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課 縦覧期間 平成十八年一月二十四日から同年六月三十日まで

Ξ

秋田県告示第七十五号

同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。 第五十六条第一項の規定により平成十七年七月に収去した飼料の試験結果の概要を、 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

		13 类		- /4· c	ıμ
	社秋田工場	秋田市 北日本くみあ い飼料株式会		収去場所	
くみあい配合飼料 ニューアクティブ C	くみあい配合飼料 秋田比内地鶏後期	がいが出市くみあい配合飼料大大田本くみあニューアクティブいい72		飼料の名称	
17年7月	17年7月	17年7月	年月	(輸入)	
(14.0) (2.0) (5.0) (8.0) (0.50) (0.35) 15.1 3.7 3.7 4.5 0.65 0.45	(16.0) (2.5) (6.0) (9.0) (0.80) (0.45) 16.8 4.1 3.7 5.6 1.10 0.67	(以上)(以上)(以下)(以下)(以上)(以上) (14.5)(2.0)(10.0)(10.0)(0.80)(0.55) 15.1 3.0 4.1 5.1 0.91 0.67	(%)	粗たん 粗脂肪 粗繊維 粗灰分 カルシ り ん 塩基性	
(2.0)	(2.5)	(以上) (2.0) 3.0	(%)	粗脂肪	
(5.0)	(6.0)	(以下)(以下)(以上)(以上 (10.0)(10.0)(0.80)(0.55 4.1 5.1 0.91 0.67	(%)	粗繊維	뽜
(8.0)	(9.0) 5.6	(以下) (10.0) 5.1	(%)	粗灰分	틄
(0.50) 0.65	(0.80)	(以上) (0.80) 0.91	(%)	カルシ ムウム	結
(0.35) 0.45	0.45)	(以上) (0.55) 0.67	(%)	υ 6	
			(%) (%)	群位6 発基 牡性	無
			(%)	水溶性 素性	Э
			(%)	より より より より	魏
			(%) (kcal/kg)	T D N	畑
			(kcal/kg)	≤ m	
			5	ル 6 ま ま ま ま	
湽	湽	湽		章 反 CE	

秋田市 十二世世

北日本へみあ! 飼料株式会社科

び所在地 等の名称及 製造事業場

上段() 内数字は業者表示値

秋田県告示第七十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)

同条第七項の規定に基づき、 第五十六条第二項の規定により平成十七年七月に収去した飼料の試験結果の概要を、 次のとおり公表する。

秋田県知事 寺田 典 城

安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飽 萃 又 は 飽料浴 口物 区 区 分 区 分	飼料 又は 飼料添加物 の名称	數 (人 (人 ()		試	頭		違反の有無及び 違 反 の 内 容
日本配合飼料㈱ 塩釜工場 宮城県塩釜市	鹿角市 大里恒三商店	肉用牛肥育用配合 飼料	日配肉用牛肥育用 配合飼料ハイフレ ークSぼたん	17年6月	有害重金属	カドミウム、鉛	動物性飼料		湽
		若令牛育成用配合 飼料	日配若令牛育成用 配合飼料ハイフレ ーク子牛あおば	17年6月	有害重金属	カドミウム、鉛	動物性飼料	肉骨粉	湽
北日本くみあい 飼料(株)石巻工場 宮城県石巻市	能代市 J A あきた白 J A あきた白 神能代配送セ ンター	成鶏飼育用配合飼 料	くみあい配合飼料 成鶏18	17年6月	有害重金属	カドミウム、鉛	1 17		湽
	北秋田市 J A あきた北 央	成鶏飼育用配合飼 料	くみあい配合飼料 たまご工房	17年6月	有害重金属	カドミウム、鉛	קם		湽
	秋田市 北日本くみあ い飼料㈱秋田	肉用牛肥育用配合 飼料	くみあい配合飼料 秋田牛匠後期	17年6月	有害重金属	カドミウム、鉛	一直办物性飼料	肉骨粉	湽
	ğ.	肉用牛肥育用配合 飼料	くみあい配合飼料 こだわりビーフ	17年7月	有害重金属	カドミウム、鉛	品 動物性飼料	肉骨粉	湽
(十) 命悲() 今曹子「 こ 1 +		注第27条第1届71年20条第3届共一人上第20条第3届一届一工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	当20冬年215年1.~	1年館20夕館	う話の描字に	甘 グン 胡 技 油 心	事二给业/大大·	도 참 네 각	

注)飼料の名称欄中「S」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

栄養成分に関する検査

2

日本配合飼料棉塩釜工場	等の名称及び 所 在 地	追
鹿角市 大里恒三商店	収去場所	
日配肉用牛肥育用配合飼料ハイフレ	飼料の名称	
17年6月	(輸入) 年 月	煙造
(以上)	日間で (%)	5
(以上)(以上)(以下)(以下)(以上)((12.0)(2.0)(8.0)(7.0)(0.35)(目底 相脂肪 粗繊維 粗灰分 カル 白質 (%)(%)(%)(%)(%)(%)	
(以下)	粗繊維(%)	計
(以下)	粗灰分(%)	馬食
(以上) (0.35)	グルゼ ウム (%)	:
(以上)	(%)	— 細
	弾塩室 (発基)発生性 といれば といまない といまない といまれ (おはま)	
	が発える。	Í E
	ハシ語(分形)コンタイプ・アンを通り、	
	(%) (州
	ME =	
	か の (を (を) (を)	
淮	弾内 反 6容	

男鹿市戸賀戸賀字戸賀八十八番地の、男鹿市戸賀戸賀字戸賀二百四番地	発起人		同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項に規定する漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ秋田県告示第七十七号					北日本くみあい 飼料(㈱石巻工場 宮城県石巻市		宮城県塩釜市
(字戸賀二百四冊) (字戸賀二百四冊) (字戸賀二百四冊)	の住所及び	届	 	**************************************	F	秋田市 北日本くみあ 北飼料㈱秋田	北秋田市 JAあきた北 央	能代市 J A あきた白 神能代配送セ ンター		
川 地 島 地 馬 三郎 志	氏 名	出		iii	へみあい配合飼料 こだわじだーフ	くみあい配合飼料 秋田牛匠後期	くみあい配合飼料 たまご工房	くみあい配合飼料 成鶏18	日配若令牛育成用 配合飼料ハイフレ ーク子牛あおば	ークSぼたん
戸 賀	加 入 区		同令第五条	-						
秋田県漁	申出をする	事	同令第五条第三項の規定に基づき、八号)第百十二条第一項の規定によった十八号)第五条第一項の規定によ		17年7月	17年6月	17年6月	17年6月	17年6月	
秋田県漁業協同組合	する漁業		党に基づ 項の規定	-	(11.5) 13.4	(12.5) (13.6	(17.0) (18.4	(18.0) (19.5	(14.0) (14.2	12.4
合	*協同知 明知	項	きすに、るよ		(2.0)((2.0)((3.0) ((3.0) ((1.5)	2.6
	申出をする漁業協同組合の名称漁船損害等補償法第百十三条第一項の		次のとおり公示し、	-	(2.0)(10.0)(10.0)(0.30) 13.4 13.4 13.4 13.42	(10.0)(10.0)(0.40) 3.2 13.2 4.98	(5.0) (15.0 3.3 11.9	(5.0) (15.0 2.8 13.3	(11.0)(10.0 7.2 6.0	4.0 4.4
年 平二 成月 十	縦		平成十八年一月二十四日とおり公示し、指定漁船		13.42)(0.40) 4.98	(15.0)(3.00) 11.9 4.52	(15.0)(2.80) 13.3 4.07	0.40)	0.79
年二月七日まで平成十八年一月二十四日から同	覧	指	指定漁船	-	(0.30) 13.42	0.59	0.60	0.61	0.52	0.52
十四日	期	指定漁船調書	二十四日 指定漁船調書を縦覧に供する。							
から同	間	調書の縦覧	^減 覧に供ま	_						
所	縦	覧の期間		-						
尸賀支所 秋田県漁業協同組合北浦総括支所男鹿市戸賀戸賀字小沢五番地	覧	の期間及び場所	秋 田 県 知 事	-						
	場	所	寺田							
括支所	所		典城		湽	誰	誰	誰	誰	

Ξ

秋田県告示第七十八号

を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、 次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、都市計画

平成十八年一月二十四日

秋田県知事

寺

田 典

城

ることができる。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す

都市計画の種類

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

_ 都市計画の案の名称

都市計画を変更する土地の区域 秋田都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更

秋田都市計画区域

兀 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

潟上市昭和大久保字堤の上一番地三 潟上市産業建設部都市整備課

都市計画の案の縦覧期間 平成十八年一月二十四日(火)から同年二月七日(火)

秋田県告示第七十九号

秋

次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。 を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、都市計画

ることができる。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す

平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

都市計画の種類

区域区分 (市街化区域と市街化調整区域の区分)

都市計画の案の名称

秋田都市計画区域区分の変更

Ξ 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域に追加する部分(市街化調整区域から削除する部分)

秋田市大平台四丁目

丘三丁目及び外旭川字山崎 一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大巻、桜二丁目、下北手桜字袖ノ沢、桜ガ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更する部分 秋田市下新城長岡字毛無谷地、飯島字堀川、下新城中野字街道端西、 飯島西袋

都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

潟上市昭和大久保字堤の上一番地三 潟上市産業建設部都市整備課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十八年一月二十四日 (火)から同年二月七日 (火)

秋田県告示第八十号

十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第

平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

河川の名称 一級河川 梵字川

廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年十一月二十一日

廃川敷地等の位置、 種類及び面積

Ξ

八番十、二十番二秋田市河辺北野田高屋	位
^{高屋字榊表十八番四、十}	置
土	種
地	類
ル一・九六	面
九六平方メート	積

に供する。 関係図面は、 建設交通部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧

兀 その他

三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。 書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から を有するものとされる旧河川法 (明治二十九年法律第七十一号) 第四十四条ただし 河川法施行令 (昭和三十九年法律第百六十八号) 第十八条の規定によりなお効力

秋田県告示第八十一号

第1745号 十四号) 第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第 平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

河川の名称 二級河川 白雪川

廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年九月二十六日

Ξ 廃川敷地等の位置、種類及び面積

番二、五十番二及び百三十八番にかほ市黒川字六日市三十七番二、	位
三十八番二、四十九	置
土	種
地	類
方メートル	面
七平	積

関係図面は、

兀 その他

県

に供する。 建設交通部河川砂防課及び由利地域振興局建設部に備え置いて縦覧

告

公

三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から を有するものとされる旧河川法 (明治二十九年法律第七十一号) 第四十四条ただし

河川法施行令 (昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力

秋

田

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令

|十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、

公告する。

(昭

和

平成十八年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

八札に付する事項

購入物品名及び数量 普通乗用自動車 六台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(三) 納入期限

(四) 平成十八年三月二十七日 (月) 納入場所

入札に参加する者に必要な資格

県が指定する場所

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

郵便番号〇一〇 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 八五七〇 秋田市山王四丁目 一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課 (電話番号〇一八 八六〇 二七三八

までの期間、 規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十四日 (火) から同年二月二日 (木) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月十日 (金) 午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六 その他

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 消費税及び地方消 見積もった契約希

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

绵

(五) その他

詳細は、 入札説明書による。

教 育 委 員 会 規

則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年一月二十四日

秋田県教育委員会委員長 鈴 木 툱

男

秋田県教育委員会規則第一号

の一部を次のように改正する。 県費負担教職員の定数を定める規則 (昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

別表能代市の項を次のように改める。

注	
라	
	//\ "
122	214
6	17
2	5
6	19
136	255

別表二ツ井町の項を削る。

秋

この規則は、平成十八年三月二十一日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十四日

秋田県教育委員会委員長 鈴 木 長 男

秋田県教育委員会規則第二号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

に改正する。 秋田県立高等学校学則 (平成元年秋田県教育委員会規則第六号) の一部を次のよう

苅」に改める。 表秋田県立二ツ井高等学校の項中「山本郡」を「能代市」に、「五千刈」を「字五千 別表一の表秋田県立大館鳳鳴高等学校の項中「金坂後」を「字金坂後」に改め、同

則

この規則は、平成十八年三月二十一日から施行する。ただし、別表しの表秋田県立

大館鳳鳴高等学校の項の改正規定及び同表秋田県立二ツ井高等学校の項の改正規定 (「五千刈」を「字五千苅」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号 飛行者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日本 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社

